



2025 富士見ふるさと祭り 出展要領 (モーターギャラリー)

はじめに (出展目的)

「富士見ふるさと祭り」は、市内の各種団体を中心に実行委員会を組織し、市民の皆さまの力で創り上げる市の一大イベントです。

祭りにご来場される市民の皆さんが、富士見市を「ふるさと」として愛着を深め、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員会と参加される皆さまで創りあげてまいりたいと思います。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

★留意事項★

- ①出展者は本要領を遵守し、富士見ふるさと祭りの風情ある雰囲気づくりに協力してください。
- ②出展にあたり、繰り返しの注意にもかかわらず本要領を守らない場合は、実行委員会において、出展の取り消し及び次回以降の出展のお断りをさせていただきます。

1 開催日時

10月25日（土）午前9時から午後4時まで

2 会場

文化の杜公園、市役所南側駐車場、市職員駐車場（諏訪小学校北側）、市民文化会館キラリ☆ふじみ

※モーターギャラリーの出展場所は、市職員駐車場（諏訪小学校北側）を予定しています。

3 参加資格・条件

- （1）出展箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- （2）暴力団排除活動の一環として、実行委員会が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- （3）その他出展に関する事項について、実行委員会、警察、消防及び保健所の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- ・営利活動、広告宣伝を主目的として参加するもの
- ・政治的内容のチラシを配る等の政治的行為、布教活動等を行うもの
- ・その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者



4 出展申込み

受付期間内に所定の書類に必要事項を記入し、次のとおり申し込んでください。

(1) 受付期間 8月5日(火)から9月4日(木)

(2) 申込方法 市役所協働推進課宛にメールで必要書類を提出してください。

kyodo@city.fujimi.saitama.jp

(3) 募集数 20台(応募多数の場合は抽選)

応募多数の場合の抽選日 9月8日(月)

抽選の有無に関わらず、結果を9月8日(月)にメールでお送りします。

(4) 申込書類

①出展申込書

②誓約書

③自動車検査証の写し

(5) 出展費用 3,000円

※出展費用の支払いは、令和7年9月30日(火)までに振込みもしくは協働推進課窓口にて現金でお支払いください。

【振込先】埼玉りそな銀行鶴瀬支店 普通預金 4068467

富士見ふるさと祭り実行委員会

- ・ 申込書類は、市ホームページからダウンロードできます。
- ・ **申込み後、出展費用は返金いたしません。**ただし、富士見ふるさと祭りが中止となった場合に限り、返金します。
- ・ 開催2週間前までに「出展許可証」等を送付します。10月11日を過ぎても届かない場合は、事務局までご連絡ください。

5 出展資格審査

(1) 「誓約書」は、自署していただき必ず提出してください。出展者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、「誓約書」裏面の当日参加者名簿をもとに、警察に照会を行います。

(2) 富士見ふるさと祭りの当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書(運転免許証など)を携帯し、実行委員会及び警察から提示を

求められた際には、これを提示する等、ご協力をお願いします。

6 搬入・搬出

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、**出展を取り消します。**

(1) 搬入出時間

区分	時間
搬入	10月25日（土）午前7時00分から 午前8時20分まで
搬出	10月25日（土）午後4時00分から 午後5時00分まで

※市職員駐車場（諏訪小学校北側）の前面道路は、25日（土）午前8時30分から午後5時まで歩行者専用道路となります。車両の通行はできません。

(2) 搬入出について

- ・自走にて、搬入出を行ってください。車両運搬車による搬入出はご遠慮ください。
- ・車両等によりフェンス等を破損した場合は、弁償していただきますので、ご了承ください。
- ・会場内へ入場する際は、他の出展者と譲り合うとともに、来場者の妨げとならないように十分注意してください。
- ・祭り終了後、スタッフが合図をするまで出庫はご遠慮ください。

※出展者同士の車のトラブルには一切関与しません。

皆さんが気持ちよく出展できるようご協力をお願いします。

7 出展取り消し等について

次の（１）～（３）の場合は出展を取り消します。なお、納入済みの出店料は返金しません。

- (1) 「3 参加資格・条件」（P2）に示す要件に適合しないと判明した場合
- (2) 申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽があった場合
- (3) 「誓約書（当日参加者名簿を含む。）」を提出しない場合

8 その他

- (1) 当日が雨天の場合も、富士見ふるさと祭りが中止にならない限り出展は可能です。出展者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となった場合は、事務局から連絡します。
- (2) 出展車両に対する損害賠償等の保険料は、全て出展者の負担になります。
- (3) 当日は、「出展許可証」を必ず持参してください。搬入の際に必要になります。
- (4) ハンドマイク・スピーカー・大声等での呼び込みは禁止します。
- (5) イベントの性質上、各種マスメディアにより撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページ等に使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。
- (6) 申請した事項に変更が生じたときは、事務局（協働推進課）までご連絡ください。

【問合せ】

2025富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（協働推進課内）

所在地：富士見市大字鶴馬1800番地の1（富士見市役所2階）

電 話：049-252-7121（直通）

FAX：049-254-2000

担 当：坂爪、瀬戸、竹内

